

横浜市記者発表資料

令和8年1月30日
こども青少年局放課後児童育成課
鶴見区こども家庭支援課

放課後児童クラブにおける補助金の不正受給について

鶴見区内の放課後児童クラブ（以下、クラブ）において、クラブで勤務する職員に放課後児童支援員の資格を不正に取得させ、横浜市放課後児童クラブ事業の決定を受け、補助金を不正に受給していたことが判明しました。

このため、本市として横浜市放課後児童クラブ事業の決定を取り消すとともに、補助金の返還を求めており、当該クラブの運営法人は、返還に応じる意向を示しています。

1 事業所概要

名称：STATION KID KID's After School（ステーションキッド キッズアフタースクール）

所在地：鶴見区岸谷1丁目22番地10号 1階

運営法人名：一般社団法人KID-G

法人代表者：代表理事 末永 法子（すえなが のりこ）

（現代表理事は令和7年10月から就任しており、不正行為は就任前に行われたものです。）

2 不正の内容

当該法人は、横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブとなるために、実際の経歴と異なる虚偽の内容を記載した実務証明書（以下、証明書）を発行し、クラブで勤務する職員に放課後児童支援員の資格を不正に取得させました。

その後、法人は、本市に横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブとしての申請を行った際、当該職員を有資格者として記載した職員名簿を提出することで、横浜市放課後児童クラブ事業の決定を受け、令和7年4月から補助金を不正に受給していました。

3 経緯

令和6年4月～7月	クラブで勤務する職員に対し、放課後児童支援員認定資格研修を受講するよう指示し、当該職員が放課後児童支援員の資格要件を満たすことを証明するために本市に提出する証明書について、実際の経歴と異なる虚偽の内容を記載し発行。 法人からの指示を受け、当該職員は、神奈川県が実施する研修を受講し、放課後児童支援員の資格を取得。
12月16日	法人から本市に対して横浜市放課後児童クラブ事業の申請。
令和7年3月12日	本市において横浜市放課後児童クラブ事業の対象として決定。
4月1日	本市から法人に補助金を交付。
10月9日	本市による横浜市放課後児童クラブ事業を対象とした監査・運営状況調査を実施した際、雇用通知書の勤務期間と、本市に提出された証明書の勤務期間の記載内容が異なっている職員がいることが判明。
12月18日	当該職員に事情を確認するとともに、法人に対し、実際の勤務期間と異なる証明書を発行した経緯を調査するよう指示。
令和8年1月5日	法人から、証明書については、法人の指示により実際の勤務期間と異なる虚偽の内容を記載し発行していたことが報告された。
1月13日	本市による法人へのヒアリングにおいて、横浜市放課後児童クラブ事業の対象となり、補助金の交付を受けるために不正を行ったことを認める。
1月28日	神奈川県に対し、当該事案について報告。
1月29日	横浜市放課後児童クラブ事業の決定取消、令和7年度横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付決定の取消を発出。

※監査・運営状況調査は全事業所を対象に実施するもの。

裏面あり

4 補助金返還額

横浜市放課後児童クラブ事業費補助金

年度	返還額
令和7年度	12,236,900円

(返還額に加え、横浜市補助金等の交付に関する規則第21条に基づく加算金、同規則第29条に基づく過料についても今後請求します。)

5 再発防止策

- 放課後児童支援員認定資格研修の資格要件の確認方法について見直しを行います。
- 市内の放課後児童健全育成事業所に対して、本事案を共有し、適正な事務手続きの徹底を通知します。

6 当該法人について

- 当該法人に対しては、提出される改善報告書に基づいた対応を徹底させるとともに、その後の遵守状況について、継続して確認、指導していきます。
- 本事案で、放課後児童支援員の資格を取得したクラブ職員については、本来資格要件を満たしていないものであったことを県に報告しています。

【参考】横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(平成26年条例第49号抜粋)

第10条

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれるものと見込まれるもの)でなければならない。

(省略)

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(以下、省略)

お問合せ先

(横浜市放課後児童クラブ事業の制度、放課後児童支援員認定資格研修について)

こども青少年局放課後児童育成課長 河原 大 Tel 045-671-4151

(横浜市放課後児童クラブ事業の決定、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金の交付について)

鶴見区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長 真野 真純 Tel 045-510-1690